

## 論点整理

### 1. 健康食品の安全性の確保を図るための具体的な方策について

#### (1) 原材料の安全性の確保について

- 原材料の中に天然に微量に含まれる毒性物質が濃縮された場合の過剰摂取や食経験の有無の判断など、現行のフローチャートについて改善すべき点はないか。
- 原材料の安全性確保の取組みを推進するために、どのような枠組みを設けることが望ましいか（例えば、取組みの実施について法的な義務を課すか否か、外国において製造された健康食品への対応、消費者へ安全性を伝えるしくみなど。）。

#### (2) 製造工程管理による安全性の確保について

- 製品の均質化を図り、信頼性を高めるために必要な製造規範として、現行のガイドラインについて改善すべき点はないか。
- 製造工程管理による安全性の確保の取組みを推進するために、どのような枠組みを設けることが望ましいか（例えば、取組みの実施について法的な義務を課すか否か、外国において製造された健康食品への対応、消費者へ安全性を伝えるしくみなど。）。

#### (3) 実効性の確保について

- 原材料・製造工程管理の安全性について、一定以上の水準を確保するためには、外部機関による検証が必要ではないか。また当該検証が適正に行われるために、検証を行う機関に求められる能力や検証のあり方は具体的にはどのようなものか。

### 2. 健康被害情報の収集及び処理体制の強化について

- 健康被害発生の未然防止や拡大防止のために、健康被害情報のより積極的な収集に努めていくことが必要ではないか。
- より積極的な健康被害情報の収集のためには、健康被害が生じた際に診断に当たる医師や、健康食品の流通関係者等の間で、健康食品の実情や、健康被害情報収集の重要性に関する理解を深めていく必要があるのではないか。

- 収集する健康被害情報の信頼性を高めるには、どのような措置を講じる必要があるか。
- 健康被害情報について、製造事業者等からの報告を義務付けるべきか。
- 収集した健康被害情報を行政において効率的に分析できるよう、体制の整備を図るべきではないか。
- 他の健康食品や医薬品との相互作用についても、科学的知見の集積を図るべきではないか。

### 3. 消費者に対する普及啓発について

- 健康食品の安全性に関して、消費者はどのような情報を求めており、食品事業者、医療関係者、行政機関等の関係者はそれぞれどのような情報を提供すべきか。
- 消費者が適切に健康食品を選択できるようにするため、消費者に対する情報提供・相談支援を行う者（アドバイザースタッフ等）の活用を促進することが考えられるが、今後どのような方策が必要か。
- 健康食品の安全性に関する正しい理解の普及啓発のために、その他にどのような方策を講じるべきか。

## 食品規制法令における関係者の責務

	事業者の責務	国の責務	地方公共団体の責務	消費者の役割
<b>食品安全基本法</b>  (平成 15 年法律第 48 号)	<p>第 8 条 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）若しくは添加物（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 4 条第 2 項 に規定する添加物をいう。）又は器具（同条第 4 項 に規定する器具をいう。）若しくは容器包装（同条第 5 項 に規定する容器包装をいう。）の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者（以下「食品関連事業者」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。</p> <p>3 前 2 項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品の安全性の確保に関する施策に協力する責務を有する。</p>	<p>第 6 条 国は、前 3 条に定める食品の安全性の確保についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p>	<p>第 7 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>	<p>第 9 条 消費者は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすものとする。</p>
<b>食品衛生法</b>  (昭和 22 年法律第 233 号)	<p>第 3 条 食品等事業者（食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。）は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装（以下「販売食品等」という。）について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行った者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。</p> <p>3 食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、前項に規定する記録の国、都道府県等への提供、食品衛生上の危害の原因となつた販売食品等の廃棄その他の必要な措置を適確かつ迅速に講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>第 2 条 国、都道府県、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項 の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。</p> <p>3 国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）に対し前 2 項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。</p>		

## (参考)

(食安発第0201003号平成17年2月1日厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知別添)

### ○ 錠剤、カプセル状等食品の適正な製造に係る基本的考え方について (抜粋)

#### 第1 趣旨

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第3条において、食品等事業者は安全な食品等を供給するために必要な衛生管理が求められているところである。

（中略）

製造工程管理の手法については、医薬品について既に導入されている適正製造規範（Good Manufacturing Practice。以下「GMP」という。）を参考にすることができる。しかし、錠剤、カプセル状等食品におけるGMPの導入に当たってはその特性に応じたものであるべきであり、また、現段階においては、事業者の自主的な取り組みを推奨するような方向で進めることが適切である。

### ○ 錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン (抜粋)

#### 第1 趣旨

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第3条において、食品等事業者は安全な食品等を供給するために必要な衛生管理が求められている。

（中略）

「原材料の安全性の確保」については、食品等事業者の責務として同条に規定されているところであるが、錠剤、カプセル状等食品の原材料の製造、販売等に関しては、その特性に鑑み、安全性確保に向けた事業者の自主的な取り組みが期待されるところである。

## 健康食品・無承認無許可医薬品健康被害対応要領について

平成14年10月、健康食品・無承認無許可医薬品による健康被害発生の未然防止のための体制整備及び健康被害発生時の被害拡大防止のための対応手順を定めた「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」を策定

### 1. 基本的心得

健康被害発生の未然防止及び拡大防止のため、食品担当部局と医薬品担当部局の密接な連携による迅速な対応

### 2. 健康被害発生時の対応

#### (1) 都道府県等

相談受付→聞き取りや成分分析等の調査

→厚生労働省への報告

→情報提供等被害拡大防止のための対応

#### (2) 厚生労働省

情報収集・評価

→健康被害の原因と疑われる食品名等の公表

(製品名等の公表の判断基準)

都道府県等から報告された健康被害について、医師より、当該患者の症状の経過等が明らかにされており、当該製品を摂取したことが原因であると疑われる旨の情報が得られた場合において、予防的観点から、当該製品名(同様な名称の製品が流通している場合には販売者名等を併記)、事例の概要を公表

## 最近の健康被害報告件数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度 <sup>※</sup>
報告件数 カッコ内は女性数	36(29)	39(25)	15(10)	23(14)
製品数	41	58	17	28
肝機能障害	11	13	2	6
発疹等皮膚症状	6	11	3	3
消化器症状 (下痢、腹痛、嘔吐等)	11	9	7	7

※平成19年度については2月末日現在の速報値

平成18年7月26日  
福祉保健局

## 健康食品を利用して「体調不良」を感じたら

～都は医療機関と連携して情報収集を開始します～

健康食品は、多くの都民に利用されている中で、一部で健康被害を起こした例も報告されています。このため、都は、健康食品による健康被害の発生を未然に防止するため、社団法人東京都医師会及び社団法人東京都薬剤師会（以下「実施機関」という。）と連携し、次のように健康食品の利用との関連が考えられる健康影響の情報を幅広く収集し、被害の未然防止・拡大防止に努めていきます。

- 1 医師や薬剤師は、診察・相談時に都民からの健康食品の利用状況を把握し、健康食品の利用と関連が疑われる体調不良等の情報を収集します。これらの情報を実施機関がまとめ、都に提供します。
- 2 都は、実施機関に対し、過去に健康食品の利用と関連が疑われた事例などの情報を提供します。  
なお、違反品、重篤な被害については、調査の実施や、国など関係機関へ報告など必要な対応を行います。
- 3 実施機関は、健康食品の安全な利用方法を啓発するため、都民の皆様を対象にしたリーフレット等を作成し、診療所や薬局に設置していく予定です。

また、都民の方へ、医療機関への相談を勧めるよう、別添のポスターを作製し、都内全域の病院、診療所、薬局等へ配布します。

### 【医療機関への相談】

#### ○ 健康食品を安全に利用するためのポイント

##### 1 体調不良を感じたら、すぐに利用をやめて医療機関を受診してください。

健康食品の利用者の一部において、「下痢をした」、「湿疹がでた」、「肝機能が低下した」等の体の不調が報告された例もあります。健康食品を利用していて体調不良を感じたら、すぐに利用をやめて、医療機関を受診してください。

また、体調不良と健康食品との関連が疑われる場合には、医師と相談のうえ、保健所などの行政機関にも連絡してください。

##### 2 治療を受けている人が健康食品を利用する場合には、医師や薬剤師などに相談してください。

- (1) 健康食品の利用状況について、必ず医師や薬剤師などに伝えてください。  
健康食品の一部では、病気を悪化させたり治療に悪影響を及ぼしたりする場合があります。健康食品を利用する際には、医師や薬剤師などに御相談ください。  
その際、利用している健康食品の種類、利用期間、摂取量などを明確に伝えてください。
- (2) 現在の治療を中断しないでください。  
健康食品は病気や体の不調を治すものではありません。健康食品の有用性を過度に期待して、自分の判断で治療を中断することのないようにしてください。

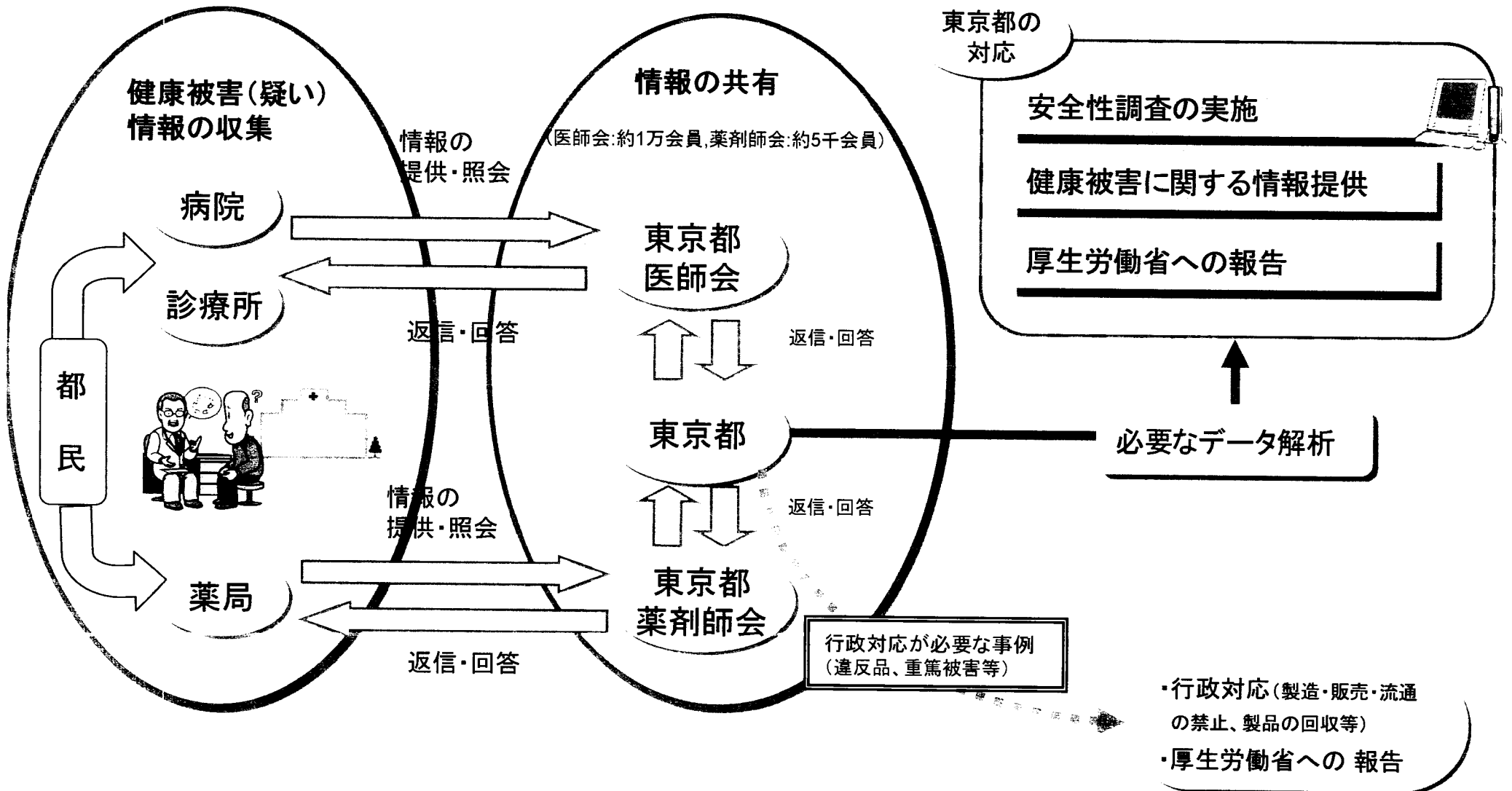
問い合わせ先  
福祉保健局健康安全室健康安全課  
担 当：古田、渡部  
電 話：03-5320-4507（直通）  
都庁内線：34-131、34-120

# 医療機関と連携した健康食品の安全性情報の収集

**目的** 医療機関から「健康食品」との関連が疑われる健康被害に関する情報を収集し、健康被害の未然防止・拡大防止に資する。

**【背景】**

- ・都民の5割以上が利用
- ・安全性に問題のある製品の流通
- ・誤った利用目的・方法
- ・治療への悪影響





## 平成19年度第2回「健康食品」による健康被害事例専門委員会からの報告

### 1 開催日時・場所

平成 20 年 1 月 29 日 午後 6 時から午後 7 時 30 分まで  
都庁第一本庁舎 42 階 特別会議室 C

### 2 議 事

#### (1) 健康被害事例の分類方法について

平成 19 年度第 1 回専門委員会において検討した結果、報告事例の分類方法について、区分に応じた対応方法を含め、あらためて検討することとなった。これを受け、医学的検証、重篤度、報告数の 3 つの要素による分類方法について、判断項目の点数化や簡素化などの観点から検討を行った。これらを踏まえて今後、具体的な報告事例を用いて試行し、次回の専門委員会で再度検討することとなった。

#### (2) 報告事例について

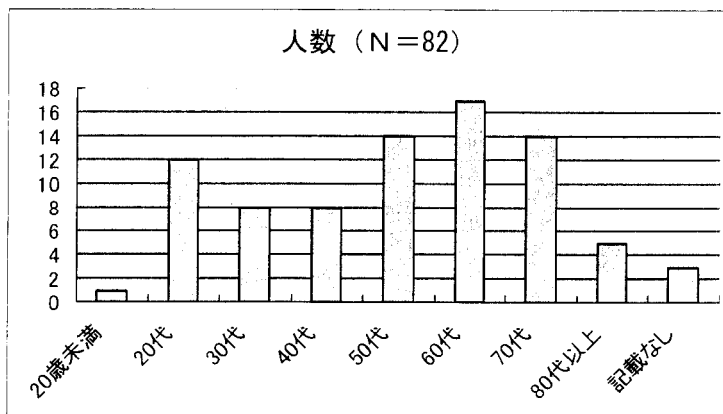
平成 18 年 7 月 1 日から平成 19 年 11 月 30 日までに報告のあった延べ 112 事例について、次のとおり取りまとめを行った。

なお、報告のあった製品と症状との因果関係は不明である。

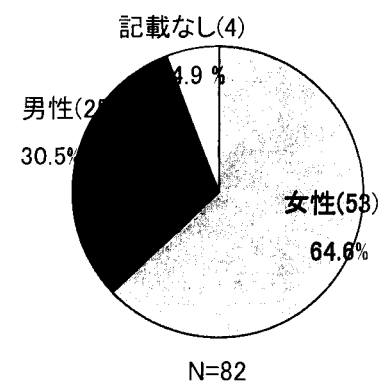
#### ア 報告事例の内訳

医師会	52人	延べ	78製品
薬剤師会	30人	延べ	34製品
計	82人	延べ	112製品

#### イ 年齢別人数分布



#### ウ 性別割合



年齢別人数分布によると、20代及び50～70代の報告が多い。

性別割合によると、女性（53人、64.6%）の報告は、男性（25人、30.5%）の2倍以上であった。

## エ 健康食品の入手方法

入手方法	製品数
インターネット・カタログ通販等	34
薬局・薬店・ドラッグストア	33
個人輸入	2
知人からもらった	2
訪問販売	1
店頭購入	1
健康食品勉強会	1
不明	34
記載なし	4
合計	112

## オ 健康食品の利用目的

目的	製品数
健康維持・栄養補給	24
関節痛(ひざなど)の改善	15
ダイエット	12
病状の改善	9
血液をさらさらにする	5
美肌	4
バストアップ	3
その他(強肝/利尿など)	10
不明	20
記載なし	13

複数回答あり

健康食品の入手先としては、「インターネット・カタログ通販等」や「薬局・薬店・ドラッグストア」が多く、それぞれ全体の約3割を占める。

健康食品の利用目的は、「健康維持・栄養補給」、「関節痛(ひざなど)の改善」、「ダイエット」などであった。

# 東京都食品安全情報評価委員会

## 「健康食品」による健康被害事例専門委員会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	所 属 等
池上 幸江 (○)	大妻女子大学教授
梅垣 敬三	独立行政法人国立健康・栄養研究所 情報センター 健康食品情報プロジェクトリーダー
江本 秀斗	社団法人 東京都医師会理事
内藤 裕史	財団法人 日本中毒情報センター理事
浜野 弘昭	特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構事務局長
原 博 (※)	社団法人 東京都薬剤師会理事
廣畑 俊成 (※)	北里大学医学部膠原病・感染内科教授

(○) 座長

(※) 平成 19 年度第 1 回から就任



新着情報  
(2008年2月28日)

[医薬品成分を含有する健康食品の発見～無承認無許可医薬品にご注意～\(平成20年2月26日\)](#)

[医薬品成分\(シヤクヤク\)を含有する健康食品の発見～無承認無許可医薬品にご注意～](#)

[医薬品成分を含有する健康食品の発見～無承認無許可医薬品にご注意～](#)

[指定薬物\(サルピノリンA\)を含有する違法ドラッグの発見～改正薬事法施行後、初めての指定薬物の検出～](#)

[医薬品成分\(脱N-メチルシブトラミン\)を含有する健康食品の発見『食薬区分リスト』が改定されました](#)

更新履歴

東京都の健康食品対策

専門的な情報のご案内

リンク集

[東京都福祉保健局](#)

[食品衛生の窓](#)

[東京薬事インデックス](#)

[東京都食品安全情報評価委員会](#)

[「健康食品」専門委員会](#)

[\(独\)国立健康栄養研究所](#)

[「健康食品」の安全性・有効性情報](#)

[厚生労働省](#)

[「健康食品」のホームページ](#)

[\(独\)国民生活センター](#)

● **健康食品を使っている** 消費者の方へ  
これから使おうとしている

**注意が必要な健康食品**

- 健康被害関連情報、違反製品情報など
- ・スギ花粉を含む食品に関する注意喚起

**安全に利用するためのポイント(12ヶ条)**

[今後、健康食品の利用を考えている…](#)

[健康食品を買おうとしている…](#)

[医療機関にかかっている…](#)

[健康食品を利用して体調不良になった…](#)

リーフレット「誤解していませんか？ 健康食品」

・高画質版(表・裏) (4.37MB)

・低画質版(表) (436KB) 低画質版 (209KB)

[バランスのよい食事って？](#)

パンフレット「健康食品 ウソ？ホント？」

「健康食品」利用する前にあなたの知識をチェックしてみましょう！

● **健康食品を取扱っている** 事業者の方へ  
これから取扱おうとしている

**健康食品を取扱う際の確認ポイント**

- ・どんな表示が違反になるか(健康食品試買調査より)
- ・原材料が医薬品に該当するかどうか(食薬区分リスト)
- ・輸入時の手続きを知りたい
- ・錠剤、カプセル状等の食品を取扱いたい

事業者向け講習会のお知らせ

平成19年度の講習会を開催しました

出版物「健康食品取扱マニュアル」

平成17年12月に第4版が発売されました  
(正誤表を掲載しております。ご確認ください。)

健康食品に関わる主な法律の概要と相談先

食品衛生法

- ・健康食品との関わり
- ・都内相談先

JAS法

- ・健康食品との関わり
- ・都内相談先

健康増進法

- ・健康食品との関わり
- ・都内相談先

実事法

- ・健康食品との関わり
- ・都内相談先

景品表示法

- ・健康食品との関わり
- ・都内相談先

特定商取引法

- ・健康食品との関わり
- ・都内相談先

このページは東京都福祉保健局健康安全室健康安全課食品医薬品情報係が管理しています。  
健康食品関連法令に関するご質問等は、各法令を所管する窓口にお問い合わせください。

[都庁のウェブサイトからさがす](#)[検索開始](#)[→ 詳細検索](#)[→ サイトマップ](#)[▶ トップ](#) > [これまでの報道発表](#) > [2007年](#) > [4月](#) >

報道発表資料 [2007年4月掲載]

## 「健康食品」で、161品目中123品目に表示等の法令違反！！

～平成18年度健康食品試買調査結果について～

平成19年3月30日

福祉保健局

生活文化局

都では、例年、健康食品による健康被害を未然に防止するため、試買調査を行っています。この度、平成18年度に実施した調査の結果を取りまとめましたのでお知らせします。

本年度の調査では、これまで違反の多かったダイエット効果や男性機能の向上を標ぼうする製品のほか、都民の方に多く使用されているビタミンの含有を強調している製品(以下「ビタミン含有強調製品」という。)を新たに対象として加え、調査を実施しました。

### 【平成18年度調査結果の概要】(詳細は別紙参照)

- 表示・広告の検査を行った161品目中123品目に法令違反がありました。
  - 購入時に法令違反の蓋然性が高いと判断された、ダイエット効果や男性機能の向上を標ぼうする製品では、111品目中93品目で表示等に法令違反が見つかりました。
  - ビタミン含有強調製品(VB1, VB2, VC, VE)では、50品目中30品目で表示等に法令違反が見つかりました。
- 栄養成分の検査では、実際のビタミンC含有量が表示量に対して許容範囲(栄養表示基準に定める範囲)を下回るものが1製品ありました。
- 男性機能の向上を標ぼうする6製品からシルデナフィル等医薬品成分を検出しました。(既公表済)

### 【違反事業者の指導と違反情報の提供】

- 違反のあった製造者等に対しては改善指導を行うとともに、他の自治体が所管する事業者については情報を提供し、指導等を依頼しました。
- 「医薬品成分が検出された製品情報」については既に公表済みですが、併せて福祉保健局ホームページで都民に情報提供しています。
- 健康食品関係団体及び広告関係団体へ、情報提供を行います。

### 【都民の皆さんへ】

- 男性機能の向上を標ぼうする製品では、医薬品成分が含まれていることがあり、このような製品を利用した場合には、思わぬ健康被害を生じる場合がありますので注意してください。
- 今回の調査では、「不老不死の霊薬」、「制癌作用や殺菌作用」、「生活習慣病の改善に有効」など、医薬品的な効能効果を謳った違法な表示・広告が見つっています。「健康食品」は、医薬品のように疾病や体調の不良を治療するものではありませんので注意してください。
- 東京都では『「健康食品」を安全に利用するためのポイント』について、ホームページで情報提供していますので、参考にしてください。

問い合わせ先

福祉保健局健康安全室健康安全課

電話 03-5320-4507

(景品表示法関係)

生活文化局消費生活部取引指導課

電話 03-5388-3068

〔別紙〕

## 平成18年度健康食品試買調査結果 (平成19年3月30日現在)

### 1 購入時期

- (1) 第1回:平成18年4月2日から同年6月16日まで  
(2) 第2回:平成18年10月18日から同年11月10日まで

### 2 購入方法及び品目数

- (1) 都内の薬局・薬店、百貨店等の健康食品売場で店頭購入(122品目:44事業者)  
(2) インターネットなどの通信販売による購入(39品目:17事業者) 計161品目:61事業者

### 3 医薬品成分検査結果

- (1) 男性機能向上を標ぼうする製品4品目からシルデナフィル等を検出(平成18年8月16日公表済)  
(2) 男性機能向上を標ぼうする製品2品目からシルデナフィル及びタダラフィルを検出(平成18年12月20日公表済)

### 4 栄養成分検査結果

ビタミンCの含有量が、栄養表示基準に定める表示量に対しての許容範囲(下限)を逸脱した1製品について、販売者を所管する保健所へ通報

### 5 表示・広告検査結果

表1 製品群別検体数内訳

製品群	試買品目数	違反数※1		
			製品表示	広告表示
ダイエット効果を標ぼうする製品	42	36	36	11
男性機能向上を標ぼうする製品	24	24	23	12
その他の機能を標ぼうする製品	45	33	31	11
小計	111	93	90	34
ビタミン含有強調製品	50	30	29	2
合計	161	123	119	36

※1 いずれかの法令に違反した製品

表2 法令別検査結果内訳

法令	表示等に関する主な規定事項	違反品目総数	ダイエット効果や男性機能向上等を標ぼうする製品	ビタミンを含有する製品
薬事法	医薬品的効能効果の標ぼうの禁止	50	37	13

食品衛生法	名称、添加物、期限表示、保存方法、製造者等氏名及び住所、保健機能食品、特定原材料を含む旨等に関する表示基準	12	9	3
健康増進法	栄養成分、熱量に関する表示をする際の基準、健康の保持増進効果等に関する虚偽・誇大な表示の禁止	62	44	18
JAS法※1	名称、原材料名、内容量、賞味期限（消費期限）、保存方法、原産国名、製造者等氏名及び住所等の表示	72	52	20
景品表示法※2	不当表示の禁止（優良誤認、有利誤認等）	75	64	11

注)複数の法令に違反したものは、各々計上しているため、合計は違反数(123品目)と一致しない。

※1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

※2 不当景品類及び不当表示防止法

表3 表示・広告に関する主な違反事例

製品群	主な違反事例
ダイエット効果や男性機能向上等を標ぼうする製品	<p>【医薬品的な効能効果を表現した事例(薬事法)】 「不老不死の霊薬」、「赤血球を正常に戻し白血球をも大きくする真の血液浄化」、「はながスッキリ」、「制癌作用や殺菌作用、生活習慣病の改善に有効な事で知られています。」、「アンチ・エイジング(老化対策)」、「すり減った関節そのものを改善するという画期的な効能」</p> <p>【誇大な表示や栄養機能食品※1以外の機能を表示した事例(健康増進法)】 (誇大な表示) 「運動不足で痩せにくい方」、「肥満防止食品」、「目標-5キログラム」、「コレステロール低下作用がある(特定保健用食品※2の類似表現)」 (栄養機能食品以外の機能の表示) 「美しくありたい方に」</p> <p>【表示の根拠となる文献・データが無い、不十分であった事例(景品表示法)】 「わずか数滴、一日数回の飲用で老化防止、若返り、生体の防御機能を強化」</p>
ビタミン含有強調製品	<p>【医薬品的な効能効果を表現した事例(薬事法)】 「毎月の女性だけの悩みにサヨナラ」、「女性特有の毎月の不快感でお悩みの方に」、「ANTI-AGING」「肌年齢気になる方」「エネルギー産生や他の酵素の働きに欠かせない」</p> <p>【誇大な表示や栄養機能食品以外の機能を表示した事例(健康増進法)】 (誇大な表示) 「血圧や糖分の気になる方に(特定保健用食品※2の類似表現)」 (栄養機能食品以外の機能の表示) 「毎日の美容にお役立てください」</p> <p>【表示の根拠となる文献・データが無い、不十分であった事例(景品表示法)】</p>

法)】

「強力な抗酸化作用で、眼イキイキ！」

※1 栄養機能食品

健康の維持等に必要な栄養成分(ミネラル、ビタミン)の補給を主な目的として摂取する人に対して、特定の栄養成分を含むものとして、定められた基準にしたがってその栄養成分の機能を表示している食品

※2 特定保健用食品

身体の生理学的機能等に影響を与える保健機能成分を含んでおり、血圧、血中のコレステロール、おなかの調子が気になる人が、健康の維持増進や特定の保健の用途のために利用する食品。国において個別に生理機能や特定の保健機能を示す有効性や安全性等に関する科学的根拠に関する審査を受け、許可が得られてはじめて許可をうけた内容の表示ができる。

[\(↑このページの先頭へ戻る\)](#)

[このサイトの考え方](#) | [使い方ヘルプ](#) | [個人情報の取り扱い](#) | [リンクについて](#) | [著作権について](#)

《お問い合わせ》東京都庁 〒163-8001東京都新宿区西新宿2-8-1 《地図》電話03-5321-1111(代表)《電話番号一覧》

©2007-2008 TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT ALL RIGHTS RESERVED.